◆仮徴収額の平準化をしなかった場合

【当該年度】

４月、６月、８月の仮徴収額は、１回につき４万円（前年度の２月と同額）となる。

本徴収では、年間保険税額18万円と仮徴収額12万円との差額６万円を本徴収の３回で均等に徴収するため、１回につき２万円となる。

【翌年度】

翌年度の４月、６月、８月の仮徴収額は、１回につき２万円（前年度の２月と同額）となる。

本徴収では、年間保険税額18万円と仮徴収額６万円との差額12万円を本徴収の３回で均等に徴収するため、１回につき４万円となる。

その後、年間保険税額に変動がなくても、以降も毎年仮徴収と本徴収で増減を繰り返してしまうことになる。

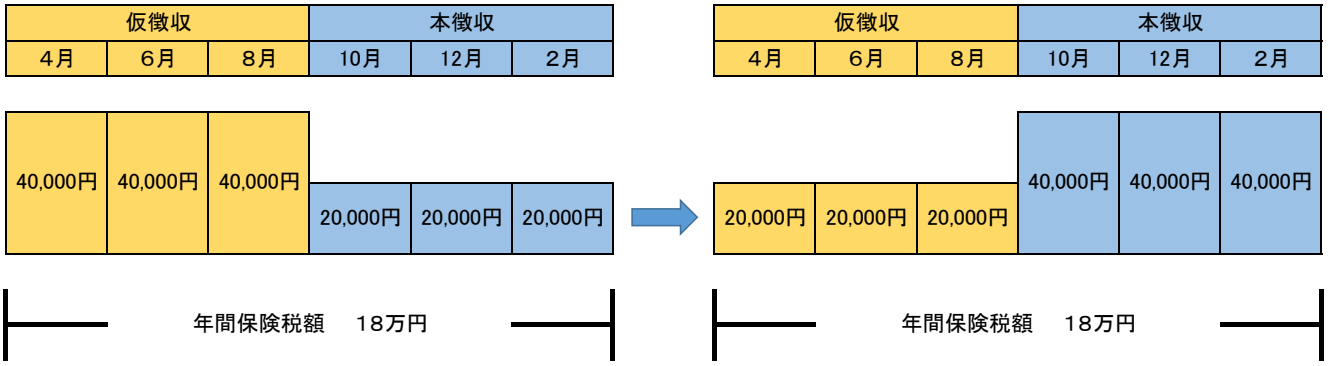

◆６月と８月の仮徴収額の平準化をした場合

【当該年度A】

４月の仮徴収額は４万円（前年度の２月と同額）だが、６月、８月の仮徴収額を平準化する。

本徴収では、年間保険税額18万円から仮徴収４、６、８月分を差し引き、残りを３分割で均等に徴収するため、１回につき30,000円となる。

【翌年度】
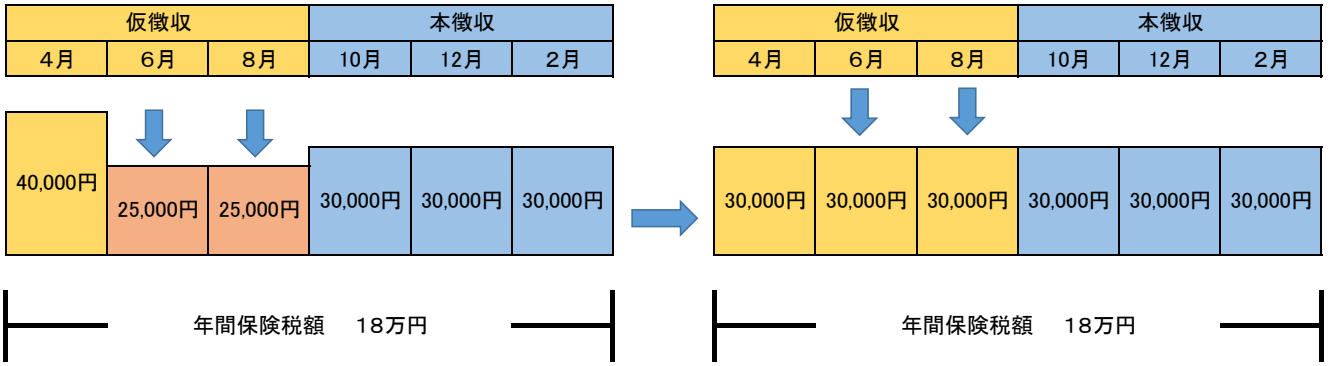
４月の仮徴収額は３万円（前年度の２月と同額）で、この場合は６月、８月の仮徴収額を平準化してもしなくても結果は各期別30,000円となり、平準化されている。